

非専用品型間接侵害の要件及び間接侵害に対する 特許法102条1項・2項の適用

知財高判令和4年8月8日（平成31年（ネ）第10007号）

（原審：大阪地判平成30年12月13日（平成27年（ワ）第8974号））

【プログラマブル・コントローラにおける異常発生時にラダー回路を表示する装置事件】

（裁判所ホームページ）

知的財産権法研究会
創英国際特許法律事務所
弁護士 河合 哲志

第1 事案の概要

1 本件は、4件の特許権を有する一審原告が、一審被告に対し、一審被告が表示装置（被告表示器A等）及びそのソフトウェア（被告製品3）等を製造、販売等する行為について、各特許権の侵害になると主張して、一審被告に対し、一審被告各製品の製造、販売等の差止・廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求めた事案である。

原判決は、被告製品3をインストールした被告表示器Aが本件発明1の技術的範囲に属し、被告製品3の生産、譲渡等は、本件特許権1に対する特許法101条2号の間接侵害に当たると判断し、一審被告に対し、被告製品3の生産、譲渡の差止め、被告製品3に係るプログラムの使用許諾の差止め、及び被告製品3の廃棄を命じるとともに、損害賠償として4702万8368円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じ、その余の一審原告の請求をいずれも棄却した。

これに対し、一審原告及び一審被告の双方が控訴した。

この間、第1特許についての無効審判（無効2018-800131）において、審決予告がなされたため、一審原告が訂正請求をしたところ、特許庁は訂正を認めた上で無効審判請求不成立審決をした。これに対して一審被告が審決取消訴訟を提起したものの、知財高裁は請求を棄却し（知財高判令和3年5月31日・令和2年（行ケ）第10059号）、当該判決は確定した。

なお、本件の控訴審において、各特許権の存続期間が満了したため、一審原告は差止及び廃棄請求を取下げている。

本判決は、被告製品3をインストールした被告表示器Aが（訂正後の）本件発明1の技術的範囲に属するとした上で、被告製品3のみならず、被告表示器Aの生産、譲渡等も、本件特許権1に対する特許法101条2号の間接侵害に当たるとし、一審被告に対して損害賠償として5562万

9205円及びこれに対する遅延損害金の支払を命じ、その余の一審原告の請求を棄却した。

本件では、4件の特許権が問題となっており、争点は多岐にわたるが、表題との関係で、第1特許（特許第3700528号、発明の名称：プログラマブル・コントローラにおける異常発生時にラダー回路を表示する装置）についての、直接侵害及び間接侵害の成否並びに損害論に関する判示について検討する。

2 本件発明1の概要

第1特許の請求項1の発明（本件発明1）を分説すると以下のとおりである（下線部は訂正により付加された部分）。

- 1 A 機械・装置・設備等の制御対象を制御するプログラマブル・コントローラにおいて用いられる表示装置であって、
- 1 B' 前記制御対象の異常現象の発生をモニタするプログラムであって、当該異常現象が発生したのに対応して、前記プログラマブル・コントローラの対応するアドレスのデータが変化したことを認識するプログラムと、
- 1 C そのプログラムで異常現象の発生がモニタされたときにモニタされた異常現象に対応する異常種類を表示する手段と、
- 1 D 表示された1又は複数の異常種類から1の異常種類に係る異常名称をタッチして指定するタッチパネルと、
- 1 E 異常種類が当該タッチにより指定されたときにその指定された異常種類に対応する異常現象の発生をモニタしたラダー回路を表示する手段と、を有し、
- 1 F 前記ラダー回路を表示する手段は、表示されたラダー回路の入出力要素のいずれかをタッチして指定する前記タッチパネルと、表示されたラダー回路の入力要素が当該タッチにより指定されたときにその入力要素を出力要素とするラダー回路を検索して表示し、表示されたラダー回路の出力要素が当該タッチにより指定されたときにその出力要素を入力要素とするラダー回路を検索して表示する手段を含む
- 1 G ことを特徴とする表示装置。

3 被告製品に関する事実関係

被告製品のうち、第1特許との関係で問題となる被告表示器及び被告製品3についてその概要を記載する。

(1) 被告表示器

被告表示器はプログラマブル表示器と呼ばれる製品である。プログラマブル表示器とは、プログラマブル・コントローラ（PLC）¹等の状態を表示（モニタ）するとともに、指令信号を送る機器である。被告表示器のうち、第1特許との関係で問題となっている製品が「被告表示器A」である。

被告表示器は、PLCに接続できるほか、PLC以外の機器にも接続可能である。

1 「PLC」（Programmable Logic Controller）とは、機器や設備などの制御に使われる制御装置（コントローラ）であって、プログラムであらかじめ制御内容が表現されており、プログラミングはラダー方式（ラダー図）を用いることが一般的とされる。